

三条市地球温暖化防止実行計画 (事務事業編)

人と地球にやさしい三条市の率先行動計画

令和２年３月

令和６年３月改訂

三 条 市

目 次

I	計画の基本的事項	2
II	前計画における取組結果	3
III	計画の目標	4
IV	目標達成に向けた取組の基本方針	6
V	計画の推進	12

※ 令和6年3月一部修正（下線部は修正箇所）

I 計画の基本的事項

1 計画の背景

市内最大の事業体である市役所は、施策、事業を通じて各種の資源やエネルギーを消費するとともに、排出ガス、廃棄物等を排出することによって、環境に大きな負荷を与えています。また、事業者・消費者としての市は、地域の民間事業者における環境保全活動を主導し、その模範となる立場から、自らの事業・活動を率先して環境に配慮したものにすることが求められています。

本市では、環境負荷低減のマネジメントシステムを構築し、日常業務の中での省エネ・省資源やごみの減量・リサイクルに率先して取り組んできました。また平成18年度からは「人と地球にやさしい三条市の率先行動計画」を策定し、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」の改正を受けた後に、組織的に省エネルギー及び環境負荷の低減に取り組む計画として改訂しました。

この間、市内の大規模事業者の一つとして、市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減に努めてきました。

なお、本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づく「地方公共団体実行計画」の要件を満たすものです。

2 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、本市の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る「三条市環境基本計画」を上位計画とします。また、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」とも整合性を図るものとします。

3 計画の対象範囲

(1) 対象とする事務事業の範囲

本市のすべての部局・課・室・支所で行う事務及び事業を対象とします。

(2) 対象とする組織・施設の範囲

本市のすべての部局・課・室・支所及び本市が管理する全ての施設並びに職員を対象とします。

4 計画の期間及び基準年度

本計画の期間は令和元年（2019）年度から令和5（2023）年度までの5年間とします。

基準年度は、平成30（2018）年度とします。

5 算定対象とする温室効果ガスの種類及び算定方法

本計画において対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲載されている7種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）のうち3種類（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）とします。

対象とする温室効果ガスと発生源

ガス種別	地球温暖化係数	主な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	1	化石燃料の使用 他人から供給された電気・熱の使用 廃プラスチック類の焼却
メタン (CH ₄)	25	自動車の走行 廃棄物の焼却
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	自動車の走行 廃棄物の焼却

II 前計画における取組結果

1 温室効果ガス総排出量

前計画では、基準年度である平成21年度の温室効果ガス排出量から5%の削減を目標とし、取組を推進してきました。しかし、目標値を達成することはできませんでした。

前計画における温室効果ガス排出量削減目標

基準年度及び 温室効果ガス排出量	平成21年度 14,592.2 t-CO ₂
計画の期間	平成21年度から平成26年度の5年間
削減目標及び目標値	基準年度比5%（729.6 t-CO ₂ 削減） 13,862.6 t-CO ₂
目標年度及び 温室効果ガス排出量	平成26年度 16,198 t-CO ₂

※廃プラスチック類の焼却が入っていない

Ⅲ 計画の目標

1 本計画における基準年度の温室効果ガス排出量

本計画の基準年度である平成 30 年度の温室効果ガスには次のとおりです。

本計画における基準年度（平成 30 年度）温室効果ガス

温室効果ガス排出量	<u>31,049</u> t-CO ₂
-----------	---------------------------------

本計画における基準年度（平成 30 年度）の活動量

項目	活動量	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)
電気	<u>18,870,407</u> kwh	<u>9,183</u>
灯油	<u>976,488</u> L	<u>2,431</u>
A 重油	132,300 L	358
BC 重油	95 L	0
LP ガス	37,695 m ³	225
都市ガス	<u>866,838</u> m ³	<u>1,816</u>
オイル混合ガソリン	414 L	1
ガソリン（省エネ法）	7,152 L	17
軽油（省エネ法）	<u>8,218</u> L	<u>21</u>
ガソリン（車両燃料）	78,202 L	181
軽油（車両燃料）	85,346 L	220
廃プラスチック	5,778 t	16,005
自動車走行	1,388,393 km	9
一般廃棄物焼却	34,392 t	582

2 温室効果ガス削減目標

令和 5 年度の温室効果ガスの総排出量のうち、二酸化炭素排出量を平成 30 年度に対して 5 %削減することを目標とします。

基準年度及び 温室効果ガス排出量	平成 30 年度 <u>31,049</u> t -CO ₂
計画の期間	令和元年度から令和 5 年度の 5 年間
削減目標及び目標値	基準年度比 5 % (<u>1,552</u> t -CO ₂ 削減)
目標年度及び 目標値	令和 5 年度 <u>29,497</u> t -CO ₂

省エネ法では、年 1 %程度のエネルギー使用量の削減を求めているため、令和元年度は 1 %削減したものとし、5 年間の削減目標を 5 %としました。

Ⅳ 目標達成に向けた取組の基本方針

1 柱となる取組と対象項目

1	施設におけるエネルギー使用量の削減
	◇電気使用量 ◇LPG ガス（プロパンガス）使用量 ◇都市ガス使用量 ◇灯油使用量 ◇A重油使用量 など
2	廃棄物の発生抑制・リサイクルに関する取組
	◇廃棄物の排出量の削減 ◇排出される廃棄物のリサイクル
3	公用車における環境負荷の低減
	◇車両燃料使用量 ◇更新・新規購入車両の低公害車化
4	資源利用の効率化に関する取組
	◇紙類の使用量 ◇水道の使用量
5	環境負荷の少ない製品・物品の選択
	◇グリーン購入の推進
6	職員の環境保全意識の向上に関する取組
	◇職員を対象とした環境保全に関する研修会等

2 具体的な行動事項

①エネルギー使用量を削減するための取組

事務室での照明や電気製品の適切な使用、冷暖房における適正な温度管理などを行うことによりエネルギー使用量を削減する。また、庁舎や施設の設備改修にあたっては、計画段階から省エネルギー対策を進める。

(照明管理)

番号	取 組 内 容	対象
1	昼休み、時間外勤務時等の照明は、支障のない限り消灯をする。	個 人
2	会議室やトイレ、更衣室などの使用後は、必ず消灯する。	個 人
3	ノー残業デーの定時退庁を徹底する。	個 人
4	照明等の更新時には、LED 照明など高効率タイプの機器の導入を推進する。	該当職場

(O A機器等のスイッチ管理、導入)

5	O A機器等電気製品は、昼休み等長時間使用しない場合は、原則電源を切断するとともに、離席時にはディスプレイを閉じる。	個 人
6	O A機器等の導入や更新時には省エネルギータイプの機器を導入する。	該当職場

(空調管理)

7	冷暖房温度（暖房温度 20 度、冷房温度 28 度）の維持に努める。	該当職場
8	ブラインドやカーテンの上手な利用・工夫・調節により省エネルギーを図る。	職場共通

②廃棄物の発生抑制・リサイクルに関する取組

循環型社会の構築に向けて、3 R〔リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）〕を推進し、廃棄物の減量化や資源の有効活用を図る。

(廃棄物の削減)

9	分別を徹底するため、所属ごとに古紙類等の分別ボックスを設置する。	職場共通
10	使い捨て商品の購入や使用を抑制する。	職場共通
11	物品の購入等にあたっては、できるだけ簡易包装のものを購入するよう努める。	職場共通
12	使用したメモ用紙などは、ごみ箱に捨てず使用済み封筒などに入れておき、まとめて古紙として排出する。	職場共通

(資源化・リサイクルの推進)

1 3	事務用品の繰り返し使用（フラットファイル、使用済封筒）に努める。	個 人
-----	----------------------------------	-----

③公用車における環境負荷の低減の取組

燃料の燃焼などによって発生する二酸化炭素や窒素酸化物などは、地球温暖化や大気汚染の原因となることから、公用車などの燃料を削減する。

(公用車使用の削減)

1 4	公共交通機関の利用が可能な出張については、できる限り公共交通機関を活用する。	個 人
1 5	公用車利用に際して相乗りを励行する。	個 人

(走行時等における環境配慮)

1 6	近距離の移動時は徒歩又は自転車の活用に努める。	個 人
1 7	急発進や急加速の自粛、アイドリングストップ等エコドライブに努める。	個 人

(低公害車の優先購入)

1 8	公用車などの更新、新規購入にあたっては、環境負荷の少ない低公害車を優先する。	該当職場
-----	--	------

④資源利用の効率化に関する取組

森林資源の保護や廃棄物の削減、水資源の保全など環境負荷の低減を図るために、再生紙の利用促進、水の使用量削減などをする。

(紙類の使用量の削減)

1 9	裏紙やミスコピー用紙を再利用する。	個 人
2 0	各種資料、報告書、パンフレット等は、使用目的や配布先を精査するなど部数の見直し、削減を図る。	個 人
2 1	資料の印刷部数を見直し、電子媒体での提供・共有を図る。	個 人

(紙類の使用量の削減)

2 2	使用済み封筒は、庁舎内関係機関等で再利用する。	個 人
-----	-------------------------	-----

※個人情報の書いてある封筒や文書は、シュレッダー等で裁断し、可燃ごみとしてください。

※起案文、決裁文書については、裏紙を使用しないでください。

※裏紙を使用する際は、使用済みの面に×印を書くなどし、使用面が分かるようにしてください。

(水使用量の削減)

2 3	手洗いやトイレ使用等における節水を徹底する。	個 人
-----	------------------------	-----

⑤環境負荷の少ない製品・物品の選択

環境負荷の低減を図るために、グリーン購入を推進する。

(グリーン購入の推進等)

番号	取 組 内 容	対象
25	「三条市グリーン購入方針」に基づく購入に努める。	職場共通
26	方針に定めのない製品については、エコマーク製品及びグリーンマーク製品などの環境ラベリング製品を優先的に購入する。	職場共通
27	会議やイベントなどで提供する飲食物については、環境に配慮した容器を使用する。	職場共通
28	庁内の連絡を密にし、不要物品等の管理換え利用を図る。	職場共通

(参考となる環境ラベル)

 エコマーク	 グリーンマーク	 国際エネルギースターロゴ	 バイオマス 登録No. 〇〇〇〇〇〇 バイオマスマーク
 PC グリーンラベル	 省エネラベリング制度	 牛乳パックリサイクル マーク	 PET ボトルリサイクル 推奨マーク
 間伐材利用マーク	 FSC FSC Trademark 1996 Forest Stewardship Council A.C. FSC 認証制度(森林認証制度)	 古紙パルプ配合率100%再生紙を使用 再生使用マーク	 非木材グリーン協会 非木材グリーンマーク
 CO ₂ 認証 CARBON OFFSET カーボン・オフセット認証ラベル	 GREEN PRINTING JFPI グリーンプリンティング認定制度		

⑥地域や家庭における職員の環境保全行動の取組

職員が自主的に取り組むために、環境に関する研修や、環境情報の提供などを行うとともに、地域や家庭において環境保全の行動に取り組む。

また、環境保全活動に職員が参加しやすい職場づくりを進める。

(環境保全意識の向上)

29	職員に対する環境保全研修等を実施し、環境意識の高揚に努める。	該当職場
30	職員に対する環境率先行動等に関する情報の提供に努める。	該当職場

3 分別方法

三条市のごみカレンダーを参照し、次の通り分別し、古紙回収日に搬出する。

①一般廃棄物

資源物	缶、ビン、ペットボトル、紙パック、古紙類、乾電池 ※テプラカートリッジもリサイクルできるので、各庁舎の回収ボックスへ入れる。
可燃物	紙くず、生ごみ、プラスチック類等
不燃物	せともの、ガラス、金属

②古紙類

新聞	新聞紙、新聞に入っていた折り込み広告紙
段ボール	ワックスやラミネート加工がないもの
コピー用紙	ミスコピー紙、色上質紙、メモ用紙
書籍ほか	雑誌、冊子、パンフレット、書籍、再使用済みの封筒、包装紙、紙箱、紙袋、厚紙

4 古紙を分別する際の注意事項

次に掲げるものはリサイクルできないのでは可燃ごみとして出す。

①複合素材で、紙以外のものが多量に使われており、紙とそれらが分離できないもの。

例) コーティングしてある紙で、手で裂けないもの、または裂こうとしたときにビニールなどが残って伸びるようなもの。一部のバインダーのように、金具が強固に結合していて分離できないもの。

②感熱記録紙、カーボン紙、ろうびきしてあるもの

例) 紙コップ、裏面がツルツルしている梱包紙など

③シュレッダーにかけたもの、細かくちぎった紙など極端に細かいもの。

④食品等の汚れがあり、不衛生になるもの

例) ティッシュペーパー、キッチンペーパー

⑤においの付いたもの

例) 石けんの空き箱

5 その他

- ・ 古紙からクリップ、金具、セロテープ、ガムテープ、ビニールパッチ、プラスチック類などを、必ず取り外す。ホチキスは、ついたままで可。
- ・ 個人情報などの秘密情報が記載されているものはリサイクルしない。(個人情報以外で秘密情報かどうかは、所属長の判断による。)
- ・ 窓のビニールがついた封筒を古紙として搬出する場合は、ビニール部分を外して搬出する。
- ・ 指定された搬出日までは各課などで保管することとし、適当にまとまったら、ひもで十文字に束ねて、種目ごとに所定の場所に出す。(ダンボール箱、紙袋、ビニール袋に入れて出さない。)
- ・ 各施設は、環境課で指定した分類種目により、古紙の回収日に施設所定の場所へ搬出する。

6 報告・計測の手順

本計画における目標の達成状況を確認するため、エネルギー使用量について記録及び報告を行う。報告する際には、各課（施設）長の決裁を受けることとする。

また、事務局は温室効果ガス排出量の算出に必要な数値を計測する。

(1) エネルギー使用量の報告

各課・施設は、別に依頼する「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(省エネ法) によるエネルギー使用量の提出をもって報告とする。

(2) 車両燃料（ガソリン、軽油）の報告

三条庁舎、各サービスセンターの車両管理担当課は、走行距離及び燃料給油量を報告する。

(3) 廃プラスチック焼却量

事務局は、一般可燃廃棄物のに含まれる廃プラスチック量をごみ質測定結果の「ビニール、合成樹脂、ゴム類」の組成割合を基に算出する。

(4) 一般廃棄物焼却量

事務局は、清掃センターに搬入される一般家庭可燃ごみの数値を算出する。

(5) 街灯における電力使用量

一般街灯の使用本数から電気使用量を算出する。

V 計画の推進

1 推進体制の整備

本計画の実効ある推進を図るため、PDCA（Plan計画—Do実行—Check点検—Action改善）サイクル手法による推進体制を整備し、職員一人ひとりの認識と実践のもと、職員が一体となって実行するものとする。

（１）計画の推進体制

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」のエネルギー管理組織に準ずる。

（２）取組状況の公表

本計画の取組状況は、「三条市の環境」やホームページ、広報さんじょうを通じて毎年公表する。

三条市地球温暖化防止実行計画
(事務事業編)
「人と地球にやさしい三条市率先行動計画」

令和２年３月
(令和６年３月改訂)

三条市市民部環境課